

国民年金

だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

国民年金保険料の免除が
承認された人へ
保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から収めること（追納）ができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
12月25日(水)・
平成26年1月22日(水)

受付時間 午前10時～11時40分・
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを
締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、
午後の相談になる場合があります。



追納の優先順位

◎「若年者納付猶予・学生納

※一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

※追納の申し込みや、追納が可能な期間の確認、金額などの相談は高知西年金事務所までお願いします。

付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した（古い）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

◎「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

◎「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

◎「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

医療保険だより



国民健康保険の
喪失手続きをお忘れなく

国民健康保険からほかの健康保険に加入した場合や、その扶養に該当になった人は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。

Q 申請に必要なものは？

A 新たにできた健康保険証をお持ちください（扶養者がいる場合は、その人も含めた全員分の健康保険証）。事業所が発行する資格取得証明書でも手続きが可能です。

Q 手続きは自動で行われないの？

A 自動では行われません。健康保険の資格を取得した日から14日以内に、必ず届出を行ってください。申請は代理人でもできます。

また、郵送での手続きも可能です。市ホームページから申請書をダウンロードできますのでご利用ください。その際には新しい健康保険証の

ピーの添付が必要です。

Q 国民健康保険税はどうなるの？

A 職場の健康保険の資格を取得した月の前月分までの課税になります。再計算され、国民健康保険税の変更通知書が送付されます。払い過ぎている分は還付になります。

Q 新しい健康保険証ができていたが、国民健康保険証を使用してしまった。

A 職場の健康保険から給付される医療費（自己負担分を除いた金額）が国民健康保険から給付されます。そのため、国民健康保険に医療費を返還していたら、職場の健康保険に請求する手続きが生じます。

新たな健康保険への加入や転出などで国民健康保険の資格を喪失した後は、国民健康保険証は使わないようにして、すみやかに返却してください。

市民課 保険医療係

☎42・1191